

# 定 款

株式会社みのや

# 定款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社みのやと称し、英文では、MINOYA CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 菓子食品類および乳製品の卸・小売
- (2) 不動産賃貸業
- (3) 一般日用品雑貨の販売
- (4) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、12,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株主総会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報に

ついて、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 17 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副

社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

- 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

- 第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会決議の省略）

- 第 23 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

- 第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

- 第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

- 第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議で免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

### (員数)

第 27 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

### (選任方法)

第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の開始の時までとする。

### (任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会規程)

第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### (報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 35 条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった場合には、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

(電子提供措置に関する経過措置)

第 1 条 定款変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、当会社が当会社の株式につき株式会社東京証券取引所により上場の承認を受けた日から効力を生ずるものとする。なお、本附則第 1 条は同日をもってこれを削除する。